

湧 別 町

公共施設等総合管理計画

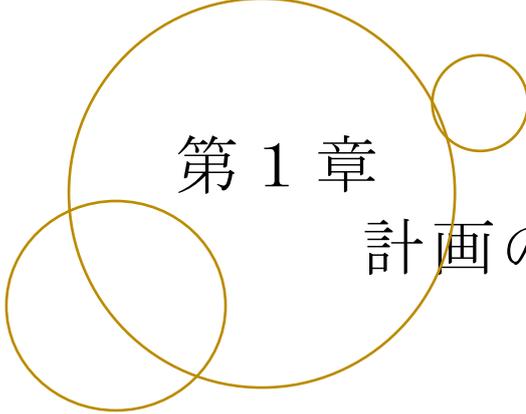
**【計画期間 H29-H38】**

平成 2 9 年 3 月

## 目 次

第1章 計画の概要	3
1 計画の背景と目的	3
2 対象施設等	4
第2章 公共施設等の現況と将来の見通し	5
1 公共施設の現況	5
(1) 施設類型別面積の現況	5
(2) 公共施設の経過年数の状況	5
(3) 公共施設の耐震化の状況	6
(4) 大規模施設の建築年と耐震化の状況	7
2 インフラの現況	8
(1) 道路の現況	8
(2) 橋りょうの現況	8
(3) 上水道の現況	9
(4) 下水道の現況	11
3 人口の現況と将来の見通し	12
(1) 人口・世帯数の推移	12
(2) 将来推計	13
4 財政の現況	14
(1) 歳入	14
(2) 歳出	15
(3) 投資的経費の推移	16
5 公共施設等の修繕、更新等に係る将来の費用の見通し	17
(1) 公共施設の将来費用	20
(2) 道路の将来費用	21
(3) 橋りょうの将来費用	22
(4) 上水道の将来費用	23
(5) 下水道の将来費用	24
(6) 全体の将来費用	25
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	26
1 計画期間	26
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	26
3 現状や課題に関する基本認識	27
(1) 公共施設等の老朽化への対応	27
(2) 人口減少、少子高齢化の進展による行政需要の変化	27
(3) きびしい財政状況への対応	27
(4) 合併で生じた類似公共施設の統廃合	27
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	28
(1) 統合や廃止の推進方針	28
(2) 耐震化の実施方針	29
(3) 維持管理、修繕、更新等の実施方針	30
(4) 点検・診断等の実施方針	30
(5) 安全確保の実施方針	30
(6) 長寿命化の実施方針	30
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	31
5 フォローアップの実施方針	31
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	32
1 公共施設	32
(1) 役場庁舎	32
(2) 学校	32

(3)	公営住宅	33
(4)	集会施設	33
(5)	文化センター	33
(6)	体育館・野球場・屋内ゲートボール場	34
(7)	観光施設	34
2	インフラ	35
(1)	道路・橋りょう	35
(2)	上水道	36
(3)	下水道	36



# 第1章

## 計画の概要

### (1) 計画の背景と目的

我が国では、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、地方自治体では厳しい財政状況が続くなかで、今後、人口減少等によって公共施設等の利用需要が変化してゆくことが予想されます。

本計画は、平成25年11月に国で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が要請された「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するものであり、総務省が示した「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」に基づき方針を策定しました。

計画では、本町が保有する全ての公共施設等を対象として、施設の現況及び将来費用の見通しを推計し、将来の基本的な管理方針を定める内容としています。

又、町の保有する全ての公共施設等を一元的に把握して、町民の求めるサービスと町が提供する施設サービスを総合的に判断する「公共施設マネジメント」の実践や、合併により生じた類似公共施設の統廃合検討スケジュールを含めた計画とします。

## (2) 対象施設等

本計画の対象施設は、公共施設（箱物）とインフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道）とします。施設の分類は次のとおりです。

【分類表】

区分	大分類	中分類	例示	
公共施設	住民文科系施設	集会施設	地区会館、公民館、青年会館	
		文化施設	文化センター	
	社会教育系施設	図書館	図書館	
		博物館等	博物館、資料館	
	スポーツ系施設	スポーツ施設	体育館、野球場、スキー場、ゴルフ場	
		レクリエーション、観光施設	キャンプ場、遊園地、	
		保養施設	宿泊施設	
	産業系施設	産業系施設	工場製品加工センター、産業振興施設	
	学校教育系施設	学校	小学校、中学校	
		その他教育施設	給食センター	
	子育て支援施設	幼保子ども園	保育所	
		幼児児童施設	児童センター、子育て支援センター	
	保健福祉施設	高齢福祉施設	高齢者福祉施設	高齢者福祉施設、デイサービス、老人憩いの家、寿の家
			障害福祉施設	
		児童福祉施設		
		保健施設	保健センター	
		その他社会保険施設	福祉会館	
	医療施設	医療施設	診療所	
	行政系施設	庁舎等	庁舎	
		消防施設	消防署、分署、分遣所	
		その他行政系施設	倉庫、車庫	
	公営住宅	公営住宅		
	公園	公園	公園管理棟、公園倉庫	
供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理場、		
その他	その他	駐車場、墓地、公衆便所、職員住宅、寮、その他		
上水道施設	上水道施設	浄水場、配水場		
下水道施設	下水道施設	下水道処理施設		
インフラ	道路	道路	道路	
		橋りょう	橋りょう	
	上下水道	上水道	水道管路	
		下水道	下水道管路	

## 第2章

# 公共施設等の現況と将来の見通し

### 1 公共施設の現況

#### (1) 施設類型別面積の現況

本町が保有している公共施設(建築物)の総棟数は521棟、総延べ床面積は167,057㎡です。全体に占める面積割合の高いものは、公営住宅(28.45%)、学校(19.47%)、集会施設(7.43%)、スポーツ施設(7.34%)などとなっています。

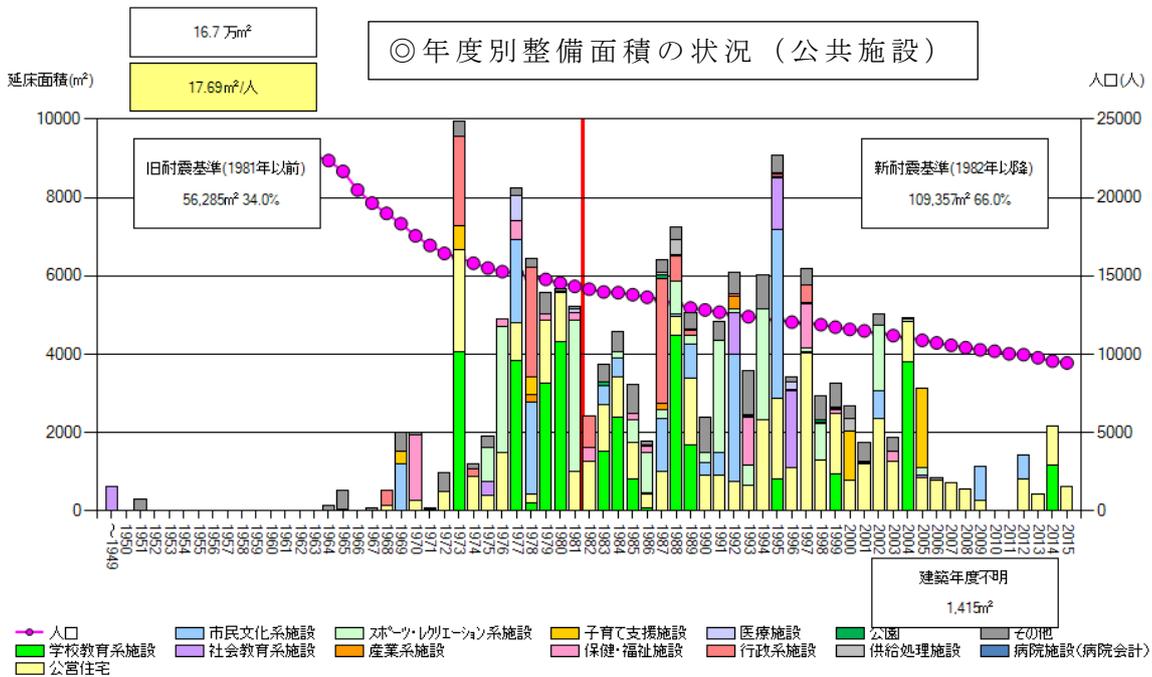
大分類	中分類	延床面積(㎡)	棟数	面積割合%
住民文科系施設	集会施設	12,416.48	21	7%
	文化施設	7,199.91	2	4%
社会教育系施設	図書館	2,118.08	2	1%
	博物館等	3,335.10	7	2%
スポーツ系施設	スポーツ施設	12,263.03	26	7%
	レクリエーション施設・観光施設	5,130.23	37	3%
	保養施設	3,959.32	4	2%
産業系施設	産業系施設	734.29	5	0%
学校教育系施設	学校	32,526.30	37	19%
	その他教育施設	927.09	5	1%
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	4,715.48	10	3%
保健福祉施設	高齢福祉施設	3,372.13	12	2%
	保健施設	1,150.65	1	1%
	その他社会福祉施設	1,654.48	2	1%
医療施設	医療施設	938.48	6	1%
行政系施設	庁舎等	7,965.49	5	5%
	その他行政系施設	3,089.95	14	2%
公営住宅	公営住宅	47,520.83	142	28%
公園	公園	816.81	18	0%
供給処理施設	供給処理施設	819.59	7	0%
その他	その他	14,403.55	158	9%
	合計	167,057.27	521	100%

#### (2) 公共施設の経過年数の状況

本町が保有している公共施設(建築物)は、建築後40年以上経過した施設の総床面積は全体の15%であり、30年~39年経過した施設は28%であり、合計43%の施設が30年以上経過したものである。

10年後には、40年以上経過した施設が43%に、30年~39年経過した施設は32%に増加し、全体の75%が30年以上経過したものとなります。

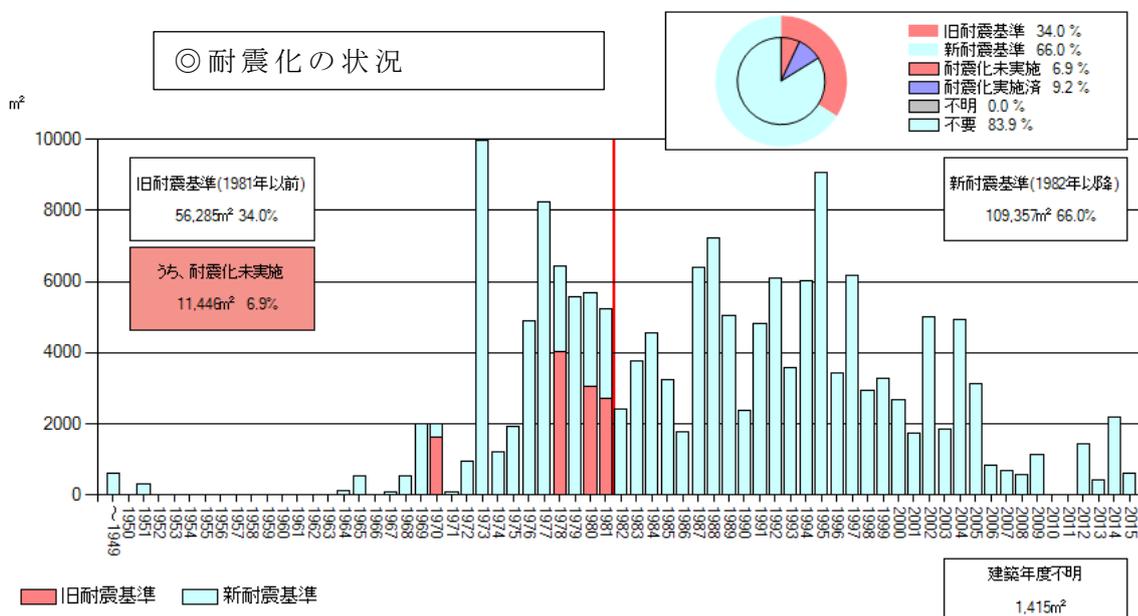
経過年数	総床面積 m <sup>2</sup>	棟数	面積割合
40年以上	25129.98	69	15%
30-39年	46883.13	120	28%
20-29年	54032.1	180	32%
10-19年	32556.46	107	19%
10年未満	7040.82	16	4%
不明	1414.78	29	1%
合計	167057.3	521	100%



### (3) 公共施設の耐震化の状況

公共施設のうち、新耐震基準（1982年=昭和57年以降）で建設された建築物の総床面積は全体の66%、それ以前の旧耐震基準で建設されたものは34%である。

旧耐震基準で建設されたもののうち耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）第6条第1項に規定する特定建築物の耐震診断は全て実施済みであり、その結果耐震化補強工事が必要であるが未実施であるものは全体の6.9%（11,446m<sup>2</sup>）存在している。



#### (4) 大規模施設の建築年と耐震化の状況

床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の大規模な公共施設は下表のとおりです。

耐震改修促進法に基づき必要な耐震診断を行った結果、耐震補強工事が必要であるとされながら補強工事が未実施である施設は、5施設(社会福社会館、役場湧別庁舎、芭露ファミリースポーツセンター、芭露小学校(校舎)、中湧別総合体育館)です。

#### 【床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上(公営住宅を除く)の大規模施設】

※併設される施設も計上

	建物名	建築年度		経過年数	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震診断	耐震補強	大規模改修実施年
1	社会福社会館	1970	S45	46	1,639	実施済	未実施	
2	役場湧別庁舎第2庁舎	1973	S48	43	2,668	不要	不要	
3	湧別小学校	1973	S48	43	4,068	実施済	実施済	2008
4	湧別総合体育館(武道館郷土館含)	1976	S51	40	3,588	実施済	実施済	2010
5	中湧別小学校	1977	S52	39	4,032	実施済	実施済	2013
6	上湧別農村環境改善センター	1977	S52	39	1,690	実施済	実施済	2012
7	役場湧別庁舎	1978	S53	38	2,787	実施済	未実施	
8	芭露畜産研修センター	1978	S53	38	1,039	不要	不要	
9	芭露ファミリースポーツセンター	1978	S53	38	1,246	実施済	未実施	
10	上湧別小学校	1979	S54	37	3,201	実施済	実施済	2010
11	芭露小学校	1980	S55	36	3,064	実施済	未実施	
12	中湧別総合体育館	1981	S56	35	2,708	実施済	未実施	
13	湧別プール(湧別体育館併設)	1981	S56	35	997	実施済	実施済	2010
14	開盛小学校	1983	S58	33	1,514	不要	不要	
15	湖陵中学校	1984	S59	32	3,087	不要	不要	
16	役場上湧別庁舎	1987	S62	29	2,815	不要	不要	
17	上湧別コミュニティセンター	1987	S62	29	1,355	不要	不要	
18	湧別中学校	1988	S63	28	4,384	不要	不要	
19	富美小学校	1989	H1	27	1,424	不要	不要	
20	中湧別ゲートボール場	1991	H3	25	1,184	不要	不要	
21	愛ランドユー(レストラン兼物産館)	1991	H3	25	1,184	不要	不要	
22	文化センターTOM(中湧別出張所、図書館、漫画美術館、商工会事務所、中湧別ターミナル含む)	1992	H4	24	4,173	不要	不要	
23	高齢者生活福祉センター	1993	H5	23	1,110	不要	不要	
24	湧別屋内ゲートボール場	1994	H6	22	1,213	不要	不要	
25	レイクパレス	1994	H6	22	1,607	不要	不要	
26	文化センターさざ波	1995	H7	21	4,335	不要	不要	
27	湧別図書館	1995	H7	21	1,352	不要	不要	
28	上湧別体育館(上中併設)	1995	H7	21	792	不要	不要	
29	ふるさと館JRY	1996	H8	20	1,998	不要	不要	
30	保健福祉センター	1997	H9	19	1,150	不要	不要	
31	中湧別保育所(児童センター含む)	2000	H12	16	1,248	不要	不要	
32	かみゆうべつ温泉チューリップの湯	2002	H14	14	1,611	不要	不要	
33	上湧別中学校(校舎)	2004	H16	12	3,592	不要	不要	
34	湧別保育所(児童センター・子育て支援センター含む)	2005	H17	11	2,042	不要	不要	
35	上湧別中学校(体育館)	2014	H26	2	1,162	実施済	実施済	2014
	合計				77,059			

## 2 インフラの現況

### (1) 道路の現況

本町が管理している町道の総延長は 611Km、改良率は 60%です。このうち幹線道路の延長は約 174Km であり全体延長の 19%です。

尚、ほかに農道と林道を下記のとおり保有しています。

#### 【町道】

分類	延長 (m)	内) 延長割合	面積 (㎡)	面積割合
1 級 (幹線) 町道	89,990	15%	675,343	20%
2 級 (幹線) 町道	84,003	14%	544,921	16%
その他の町道	366,840	60%	2,029,721	59%
自転車歩行者道	70,624	12%	173,543	5%
合計	611,457	100%	3,423,528	100%

#### 【農道】

延長 (m)	面積 (㎡)	備考
3,794	55,484	東 2 線、東 4 線

#### 【林道】

延長 (m)	面積 (㎡)	備考
22,553	92,827	南の沢林道、南望林道、芭露林道、東芭露第 2 林道、緑陰林道、上福島林道、東芭露第 1 林道、福島林道、佐呂間湖林道、西芭露林道、福島第 2 林道、東西芭露連絡線

### (2) 橋りょうの現況

本町が管理している町道の橋りょうは、全 161 本、総面積 16,285 ㎡です。

現在の経過年数は、建築後 50 年以上の橋りょう面積が 2%ですが、10 年後には 24%、20 年後には 50%となります。又、耐用年数 (60 年) を経過するものは、現在ありませんが 10 年度には 2%、20 年後には 24%となります。

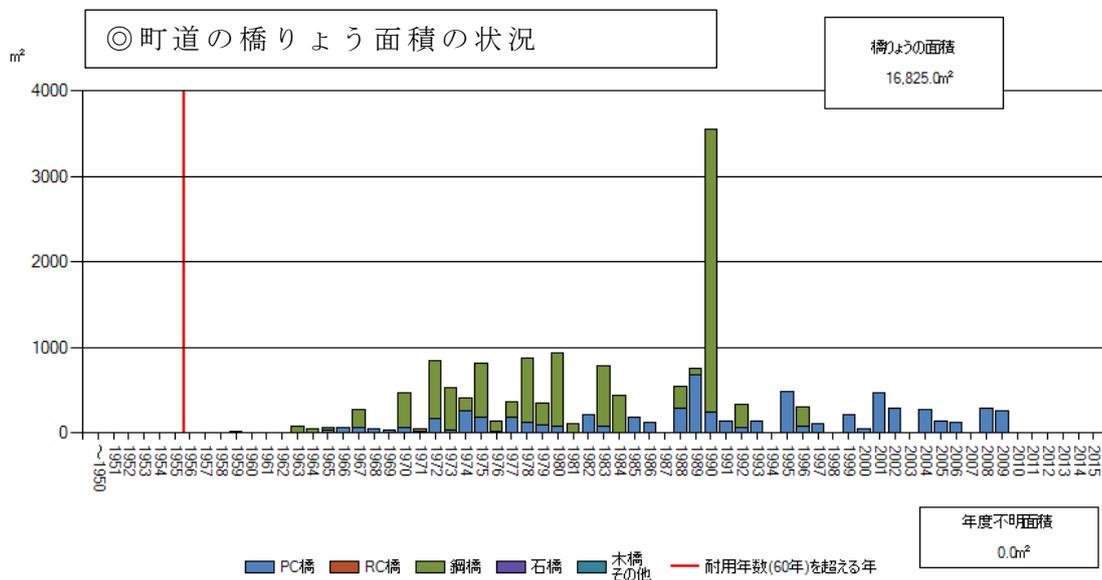
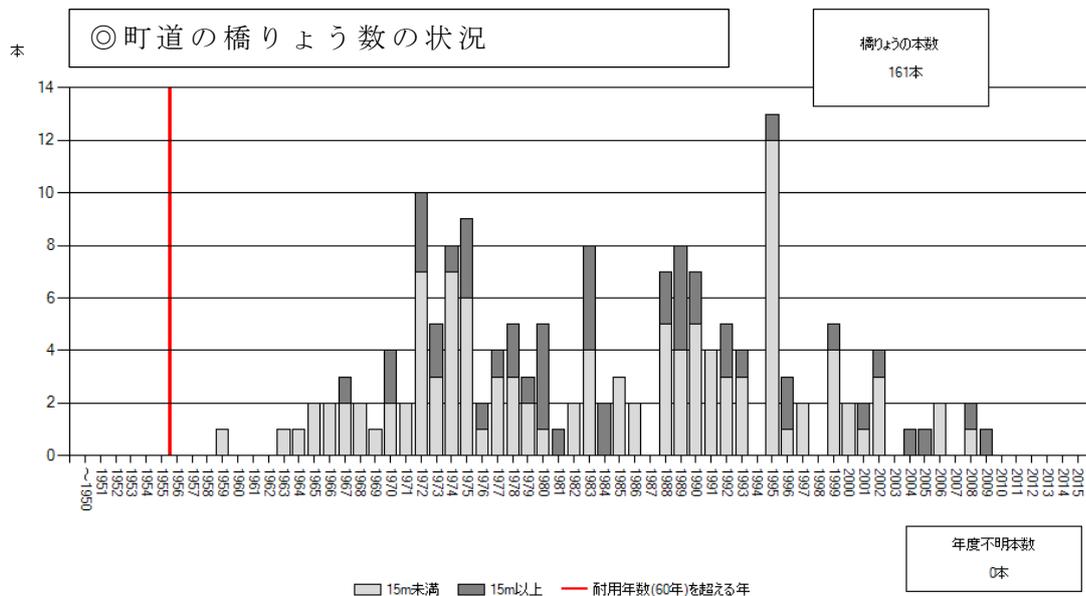
尚、ほかに林道の橋りょうを下記のとおり保有しています。

#### 【町道の橋りょう面積 (経過年数、構造別)】 単位: ㎡

経過年区分	PC 橋	鋼橋	計	割合 %
60 以上 集計	0	0	0	0%
50-59 集計	121	163	284	2%
40-49 集計	899	2,741	3,640	22%
30-39 集計	1,061	3,320	4,381	26%
20-29 集計	2,149	4,129	6,278	37%
10-19 集計	1,683	0	1,683	10%
10 未満 集計	559	0	559	3%
合計	6,472	10,353	16,825	100%
割合 %	38%	62%	100%	

#### 【町道の橋りょう数 (経過年数、長さ別)】 単位: 本

経過年区分	15m 未満	15m 以上	計	割合 %
60 以上 集計	0	0	0	0%
50-59 集計	7	0	7	4%
40-49 集計	33	13	46	29%
30-39 集計	20	15	35	22%
20-29 集計	37	14	51	32%
10-19 集計	14	5	19	12%
10 未満 集計	1	2	3	2%
計	112	49	161	100%
割合 %	70%	30%	100%	



【林道の橋りょうの状況】

林道橋りょう数・面積	備考
2橋(すべてPC橋15m未満) 面積合計80㎡	南望林道1橋、福島林道1橋

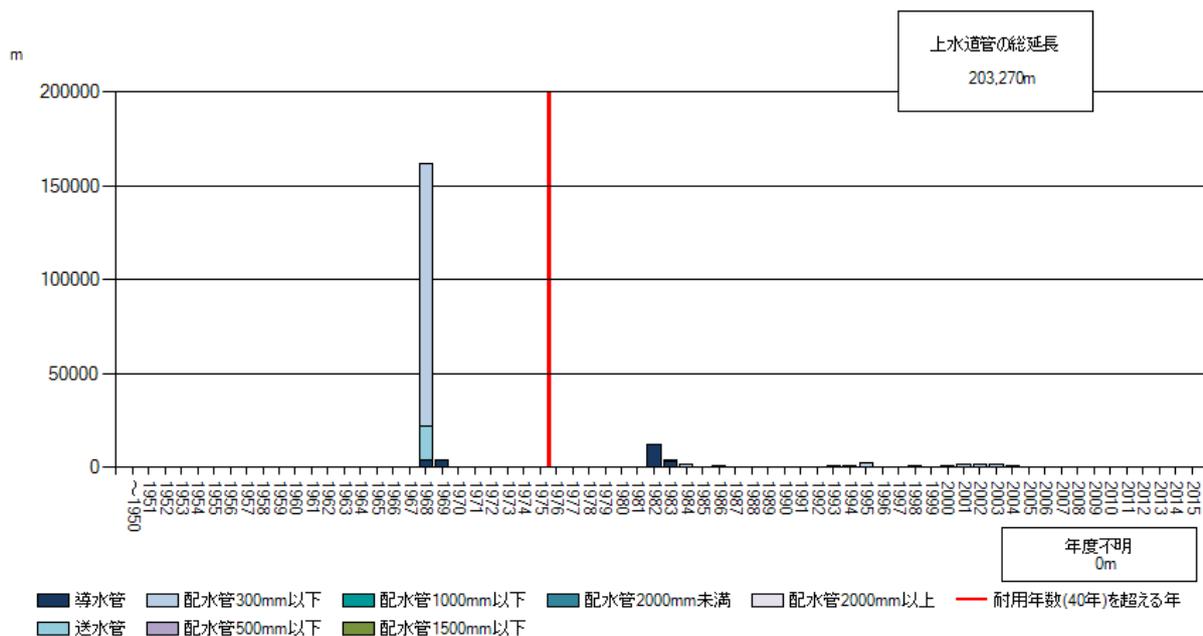
(3) 上水道の現況

本町が管理している上水道の導水管、送水管、配水管の総延長は、203,270mで、配水管が全体の79%を占めています。

管路の整備年度は大半が1968年度(S43)以前のため経過年数は50年以上であり、すでに耐用年数40年を大きく越えています。

上水道の施設の総棟数は11棟、総延べ床面積は2435.34㎡です。これの経過年数は22年から46年となっており、全て耐震化対応済みです。

上水道の普及率は85.9%です。



### 【管路種類別延長と割合】

種類	種類	延長 m	割合 %
導水管	300mm 未満	7,671	4%
	300～500mm 未満	16,810	8%
	小計	24,481	12%
送水管	300mm 未満	11,635	6%
	300～500mm 未満	6,500	3%
	小計	18,135	9%
配水管	50mm 以下	34,565	17%
	75mm 以下	44,683	22%
	100mm 以下	32,779	16%
	125 mm 以下	126	0%
	150 mm 以下	35,241	17%
	200 mm 以下	4,976	2%
	250 mm 以下	5,609	3%
	300 mm 以下	2,675	1%
	小計	160,654	79%
	合計		203,270

### 【上水道施設一覧】

	建物名	建築年度	経過年数	延床面積 m <sup>2</sup>	耐震診断	耐震補強	
1	芭露浄水場	1970	S45	46	36.25	不要	不要
2	芭露浄水場	1976	S51	40	14.82	不要	不要
3	登栄床配水池	1979	S54	37	83.42	不要	不要
4	西湧地区配水池	1979	S54	37	151.50	不要	不要
5	湧別配水池	1983	S58	33	61.35	不要	不要
6	東山浄水場	1983	S58	33	1620.00	不要	不要
7	雑用水道浄水場	1993	H5	23	368.00	不要	不要
8	上芭露配水池	1994	H6	22	12.50	不要	不要
9	計呂地配水池	1994	H6	22	12.50	不要	不要
10	芭露配水池	1994	H6	22	19.70	不要	不要
11	計呂地配水池ポンプ室	1994	H6	22	20.60	不要	不要
12	上芭露配水池ポンプ室	1994	H6	22	34.70	不要	不要
	計				2435.34		

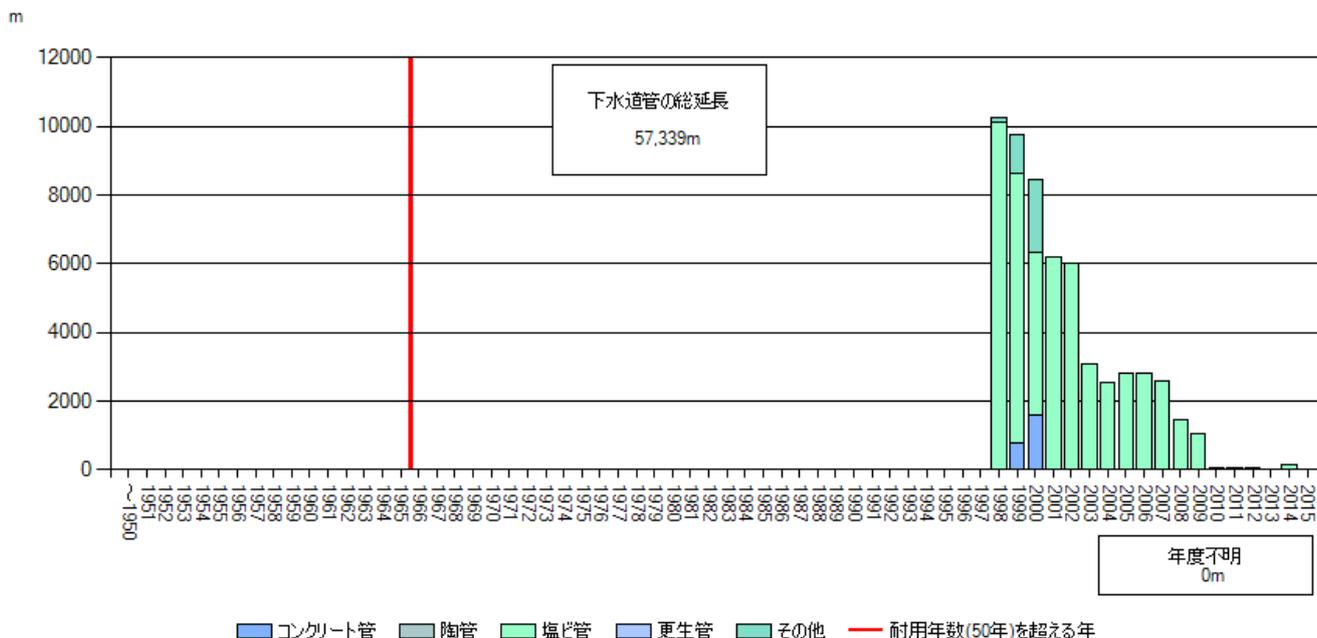
#### (4) 下水道の現況

本町が管理している下水道施設の管路の総延長は、57,339m で、塩ビ管が全体の90%を占めています。

管路の整備年度は1988年度(S63)から2009年度(H21)の11年間であり、経過年数は28年未満である。

下水道の施設の総棟数は2棟、総延べ床面積は5634.12㎡です。経過年数は19年以内であり、全て耐震化対応済みです。

下水道の普及率は97.9%、接続率は83.5%です。



#### 【管路種類別延長と割合】

種類	延長 m	割合 %
コンクリート管	2,396	4%
塩ビ管	51,571	90%
その他	3,372	6%
計	57,339	100%

#### 【管径別延長と割合】

管径	延長 m	割合 %
管径 ~250mm	51,898	91%
管径 251~500mm	4,919	9%
管径 501mm~1000mm	522	1%
計	57,339	100%

#### 【下水道施設一覧】

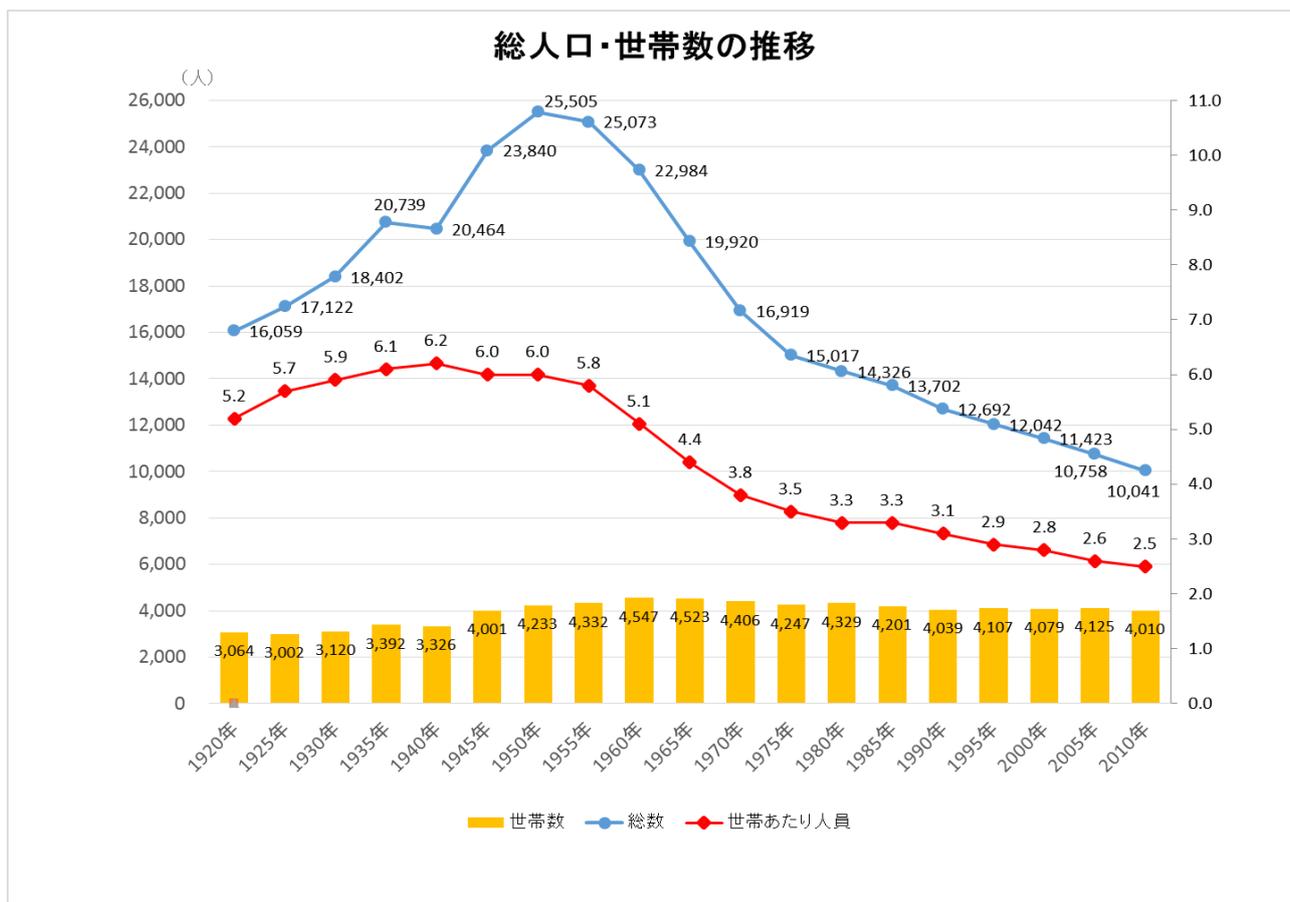
	建物名	建築年度	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震診断	耐震補強
1	登栄床排水処理場	1997 H9	19	427.00	不要	不要
2	湧別終末処理場	2002 H14	14	2303.78	不要	不要
	計			5634.12		

### 3 人口の現況と将来の見通し

#### (1) 人口・世帯数の推移

湧別町の人口は、第1回目の国勢調査が行なわれた1920年(大正9年)以降、1935年(昭和10年)から1940年(昭和15年)にかけて若干の減少があったものの増加が続き、1950年(昭和25年)にはそれまでの最多となる25,505人となりましたが、その後は減少傾向が続き現在に至っており、2010年(平成22年)には10,041人まで減少し、ピーク時の人口の4割ほどとなっています。

世帯数は、1960年(昭和35年)までは増加傾向でしたが、以降は減少傾向となっており、1世帯当たりの人員は、それまで最高だった1940年(昭和15年)の6.2人から平成22年には2.5人まで減少し、核家族化が顕著に進行していることがうかがえます。

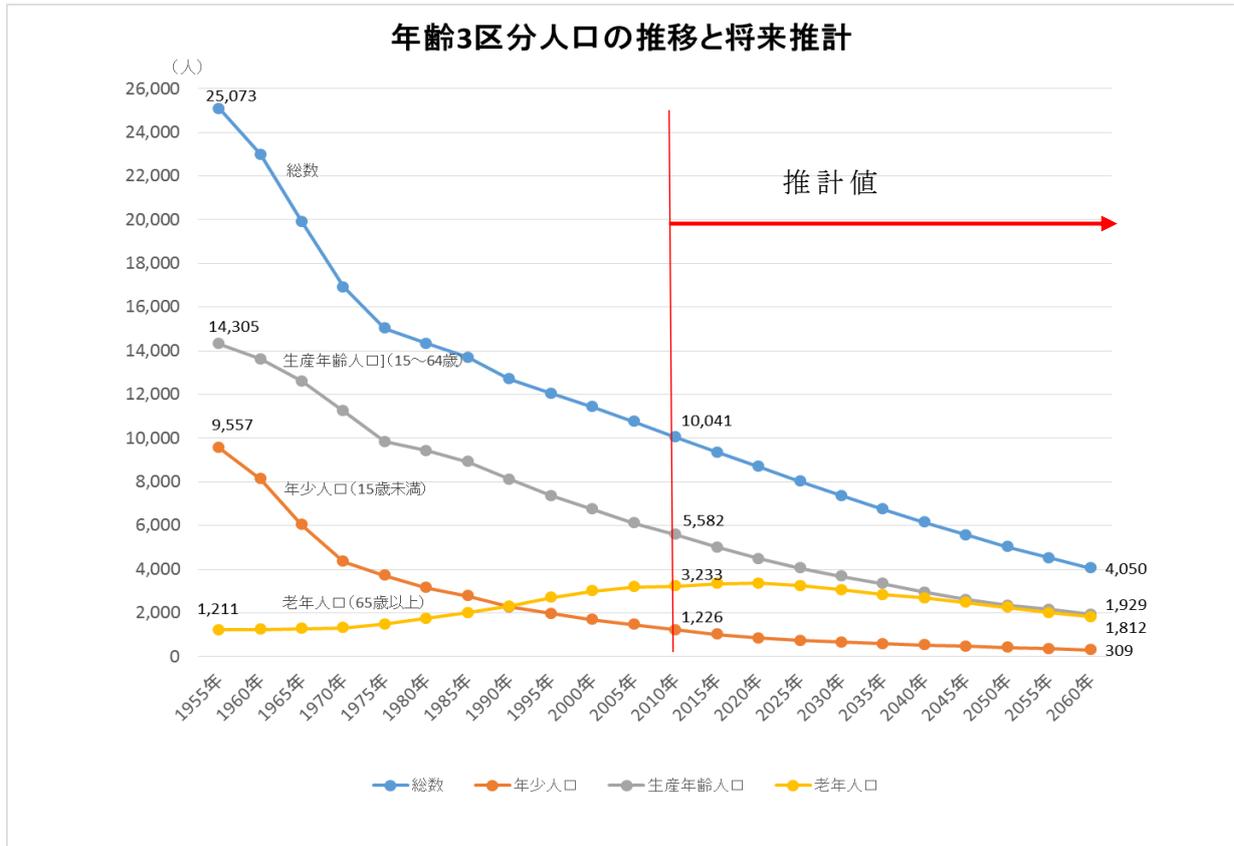


※ 総務省「国勢調査」

## (2) 将来推計

1950年（S25）以降減少が続いていた湧別町の人口は、1990年（H2）に年少人口17.9%に対し、老年人口が18.2%と年少人口を逆転し、2010年（H22）には、年少人口12.2%、老年人口32.2%となり、今後も少子高齢化の状態で人口減少が続いていくことが予想されています。

2015年（H27）以降の将来の人口推計は、国立社会保障人口問題研究所（社人研）によれば、今後も湧別町の総人口は減少を続けることが予想され、2040年（H52）には6,150人（2010年比40%減少）、2060年（H72）には、4,050人（2010年比60%減少）と推計されています。



## 4 財政の現況

### (1) 歳入

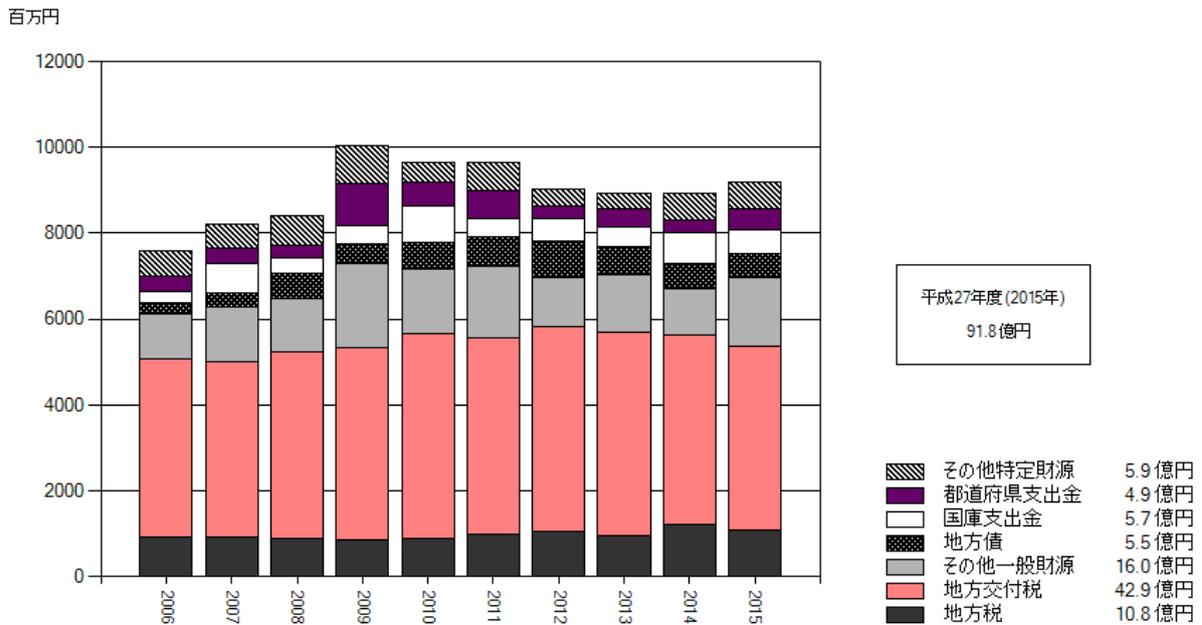
歳入（普通会計決算）は、国庫支出金と地方交付税の変動が大きく年によって総額のばらつきがあります。

合併年の 2009（H21）年度以降は緩やかに減少傾向であり、2015（H27）年度の決算額は歳入総額 91.8 億円です。財源内訳で大きいものは地方交付税が全体の 46.7% となっています。

尚、合併自治体である本町は、合併特例法による合併算定替方式で手厚く地方交付税（普通交付税）が配分されてきましたが、合併後 5 年で終了し平成 27 年度以降は 5 年の激減緩和期間を経て、平成 32 年度からは完全な一本算定となります。

この措置により平成 32 年度の地方交付税（普通交付税）は、平成 26 年度に比べ 6.1 億円の減少が見込まれます。

#### 【歳入の推移】



#### 【歳入の内訳】 単位：百万円

	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)
一般財源	6,127	6,291	6,496	7,296	7,159	7,218	6,968	7,026	6,703	6,975
地方税	918	923	903	874	904	986	1,047	979	1,232	1,080
地方交付税	4,145	4,085	4,342	4,468	4,748	4,584	4,787	4,721	4,385	4,292
その他一般財源	1,064	1,283	1,251	1,954	1,507	1,648	1,134	1,326	1,086	1,603
特定財源	1,472	1,936	1,921	2,738	2,499	2,436	2,073	1,903	2,236	2,201
地方債	247	307	580	462	638	685	863	677	610	551
国庫支出金	270	714	362	413	823	427	518	440	706	565
都道府県支出金	349	329	295	986	557	657	298	411	295	491
その他特定財源	606	586	684	877	481	667	394	375	625	594
歳入合計	7,599	8,227	8,417	10,034	9,658	9,654	9,041	8,929	8,939	9,176

#### 【普通交付税の算定の特例（合併算定替）】

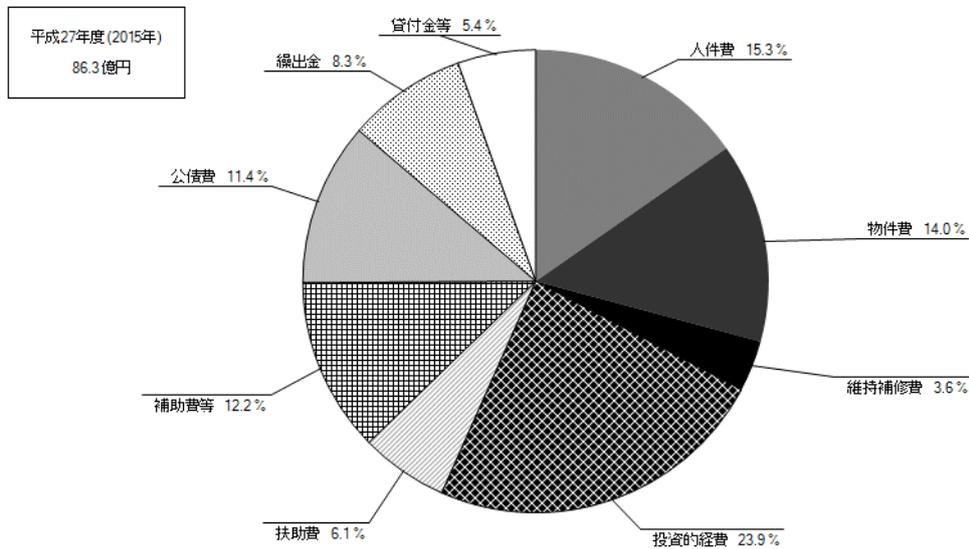
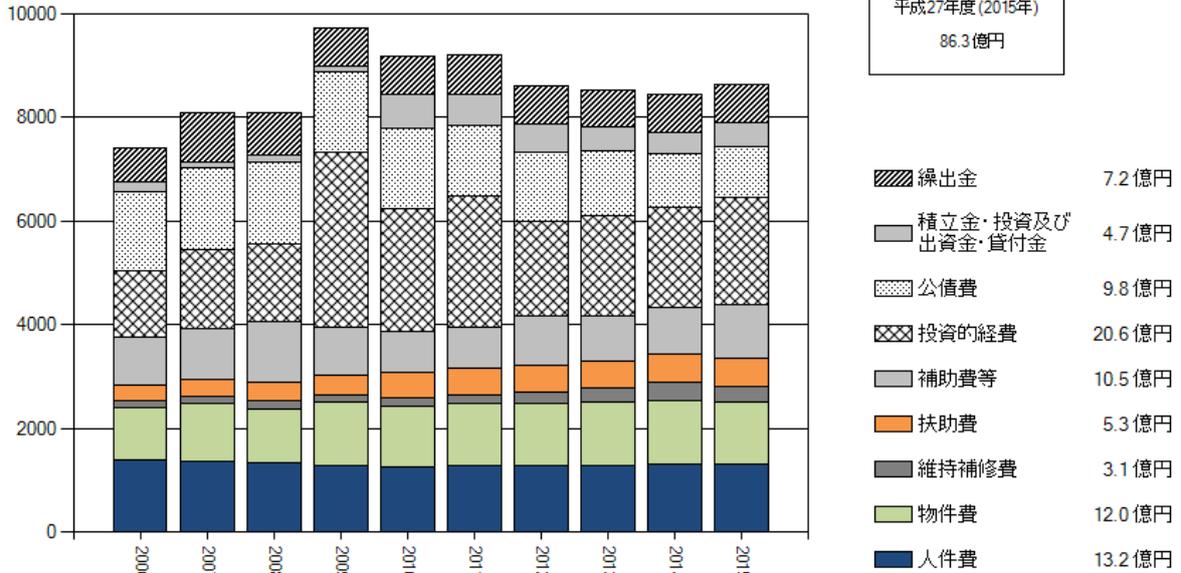
合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、合併後一定期間は、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税を算定（合算額を措置）。合併後 5 年。（その後 5 年は段階的に縮減）

## (2) 歳出

歳出（普通会計決算）の支出総額は合併年の2009（H21）年度以降は緩やかに減少傾向であり、2015（H27）年度の決算額は歳出総額86.3億円です。支出内訳は投資的経費が最も多く全体の23.9%を占めており、次いで人件費が15.39%となっています。

年による変動は、投資的経費の大きな変動と、扶助費の確実な増加が示されています。

百万円



【歳出額の推移（普通会計決算）】 単位：百万円

	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)
人件費	1,388	1,386	1,345	1,288	1,267	1,293	1,280	1,295	1,328	1,316
物件費	1,008	1,091	1,039	1,232	1,166	1,199	1,206	1,229	1,226	1,204
維持補修費	152	138	172	123	175	172	232	273	348	308
扶助費	309	336	342	380	493	511	517	521	537	527

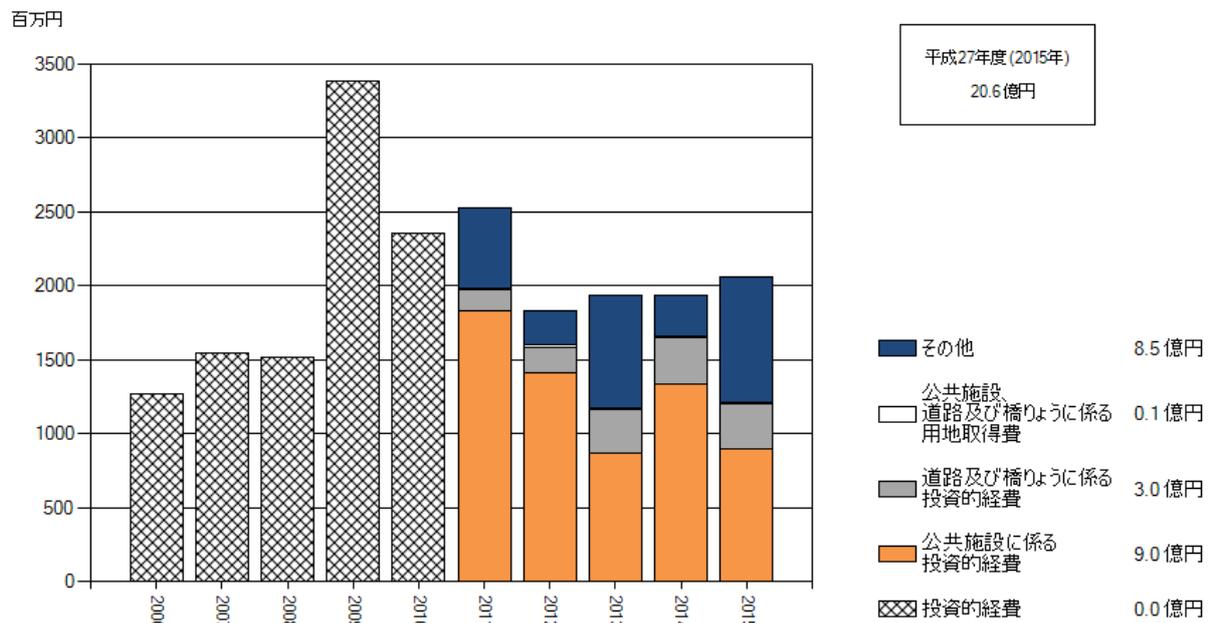
補助費等	922	968	1,157	923	784	777	943	864	895	1,050
投資的経費	1,267	1,548	1,519	3,388	2,357	2,527	1,829	1,938	1,936	2,058
公債費	1,535	1,561	1,566	1,556	1,554	1,376	1,331	1,250	1,049	983
積立金・投資及び 出資金・貸付金	179	126	143	109	667	586	534	446	387	467
繰出金	655	927	803	723	732	780	729	722	742	715
合計	7,415	8,081	8,086	9,722	9,195	9,221	8,601	8,538	8,448	8,628

### (3) 投資的経費の推移

2015年(H27)の投資的経費(普通会計決算)は20.6億円となっています。過去5年間の平均は20.3億円です。

尚、本計画の対象とする、公共施設等(公共施設、道路、橋りょう、上水道、下水道)に係るものの過去5年間の平均は、15.2億円です。

#### 【普通会計の投資的経費の推移】



#### 【普通会計の投資的経費の推移】

単位：百万円

2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	過去5年 平均
1,267	1,548	1,519	3,388	2,357	2,527	1,829	1,938	1,936	2,058	2,037

#### 【公共施設、道路、橋りょう、上水道、下水道の投資的経費に係る過去5年間費用】

単位：百万円

区分	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	5年平均
公共施設	1,609	1,382	748	1,216	669	1,125
道路	226	169	307	326	264	258
橋りょう	0	0	0	0	38	8
上水道	20	17	6	97	157	59
下水道	66	43	65	114	97	77
合計	1,921	1,611	1,126	1,753	1,225	1,527

## 5

## 公共施設等の修繕、更新等に係る将来の費用の見通し

現在保有しているすべての公共施設等を今後40年間維持すると仮定した場合の修繕・更新等に係る将来の費用を算出します。

試算の条件は種類ごとに次のとおりとします。

## 公共施設の試算条件

## ○対象費用

大規模修繕費、更新（建替）費

## ○算出方法

公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）の算出方法によります。尚、現存施設の構造の違いは考慮せずに同一の試算条件としています。

※施設毎に「更新年度・大規模修繕時期」に達した時点で、延べ床面積に「単価表」に示すそれぞれの単価を乗じ、将来40年間における総額を算出しています。

## ○単価表

分類	大規模改修	更新（建替え）
住民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
医療施設	25万円/㎡	40万円/㎡
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
公園	17万円/㎡	33万円/㎡
供給処理施設	20万円/㎡	36万円/㎡
その他	20万円/㎡	36万円/㎡

## ※初期設定値の根拠

公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）の根拠にならい、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に単価を設定する。

なお、大規模改修の単価は、建替えの約6割で想定するのが一般的とされているため、この想定単価を設定する。

## ○大規模改修・更新（建替）時期

区分	大規模改修	更新（建替え）
実施時期	建築後30年 工事期間2年	建築後60年 工事期間3年

## ※初期設定値の根拠

標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」とされる60年）を採用することとする。

建築物の耐用年数は60年と仮定するが、建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね15年であることから2回目の改修である建設後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建て替えると仮定する。

なお大規模修繕の積み残し処理を割り当てる年数については、試算の時点で、建設時からの経過年数が31年以上50年未満のものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より50年以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定する。

## 道路の試算条件

## ○対象費用

補修費（切削オーバーレイ）

## 【切削オーバーレイ】

劣化した舗装表面を数センチ厚で切削機により削り取り、その部分にアスファルト舗装を行う補修工事。

## ○算出方法

公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）の算出方法によります。

道路の整備面積を補修年数で割った面積を1年間の更新量と仮定して、補修単価を乗じることにより、将来40年間における総額を算出しています。

○補修単価表

切削オーバーレイ舗装

分類	補修単価
一般道路	4,700円/m <sup>2</sup>
自転車歩行車道	2,700円/m <sup>2</sup>

※初期設定値の根拠

公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）の根拠にならない、道路統計年報2009（全国道路利用者会議）で示されているH19年度の舗装補修事業費（決算額）から舗装補修事業量で除して算出した数値を一般道路の更新費用に設定する。自転車歩行車道は、通常車道の舗装版厚のよりも薄いことから減額して設定。

○補修時期

区分	補修年数
実施時期	30年

※初期設定値の根拠

公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）の根拠は、国土交通省交通白書の舗装部分の耐用年数10年と一般的な共用寿命12～20年であることから更新期間を、)を参考にして15年としている。

本町の設定値は、全国平均の15年に対して、車両交通量が少ないことを加味して30年で設定する。

### 橋りょうの試算条件

○対象費用

更新費（架替費用）

○算出方法

公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）の算出方法の構造別年度別面積による更新費用を算出します。

更新年数経過後に現在と同じ延べ面積等で更新（架け替え）すると仮定し、更新単価を乗じることにより、将来40年間における総額を算出しています。

○更新単価表

分類	更新単価
PC橋（プレストレスト・コンクリート）	425千円/m <sup>2</sup>
鋼橋	500千円/m <sup>2</sup>

※初期設定値の根拠

公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）の根拠にならない設定。

○更新時期

区分	更新年数
実施時期	60年

※初期設定値の根拠

公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）の根拠にならない設定。

### 上水道の試算条件

○対象費用

管路（送水管・配水管）：更新（布設替え）

建物：大規模修繕費用、更新（建替え）

○算出方法

管路は、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）の算出方法の管径別年度別延長による更新（布設替え）費用を算出します。

建物は、公共施設に準じて算出します。

○単価表

（管路）

管種	管径	更新単価（布設替え）
導水管、送水管	300mm未満	100千円/m
	500mm未満	114千円/m
配水管	150mm以下	97千円/m
	200mm以下	100千円/m
	250mm以下	103千円/m
	300mm以下	106千円/m

※初期設定値の根拠

公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）の根拠にならない設定。

（建物）

分類	大規模改修	更新（建替え）
供給処理施設	20万円/m <sup>2</sup>	36万円/m <sup>2</sup>

※初期設定値の根拠 公共施設に準じる

○更新時期

(管路)		
区 分	更新年数	
実施時期	40年	
※初期設定値の根拠 公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）の根拠にならい設定。		
(建物)		
区 分	大規模改修	更新（建替え）
実施時期	建築後30年 工事期間2年	建築後60年 工事期間3年
※初期設定値の根拠 公共施設に準じる		

### 下水道の試算条件

- 対象費用  
管路：更新（更生工法）  
建物：大規模修繕費用、更新（建替え）
- 算出方法  
管路は、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）の算出方法の管径別年度別延長による更新費用（更生工法）を算出します。  
建物は、公共施設に準じて算出します。

○単価表

(管路)

管 径	更新単価（更生工法）
250mm以下	61千円/m
500mm以下	116千円/m
1000mm以下	295千円/m
※初期設定値の根拠 公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）の根拠にならい設定。	

(建物)

分類	大規模改修	更新（建替え）
供給処理施設	20万円/m <sup>2</sup>	36万円/m <sup>2</sup>
※初期設定値の根拠 公共施設に準じる		

○更新時期

(管路)

区 分	更新年数
実施時期	50年
※初期設定値の根拠 公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）の根拠にならい設定。	

(建物)

区 分	大規模改修	更新（建替え）
実施時期	建築後30年 工事期間2年	建築後60年 工事期間3年
※初期設定値の根拠 公共施設に準じる		

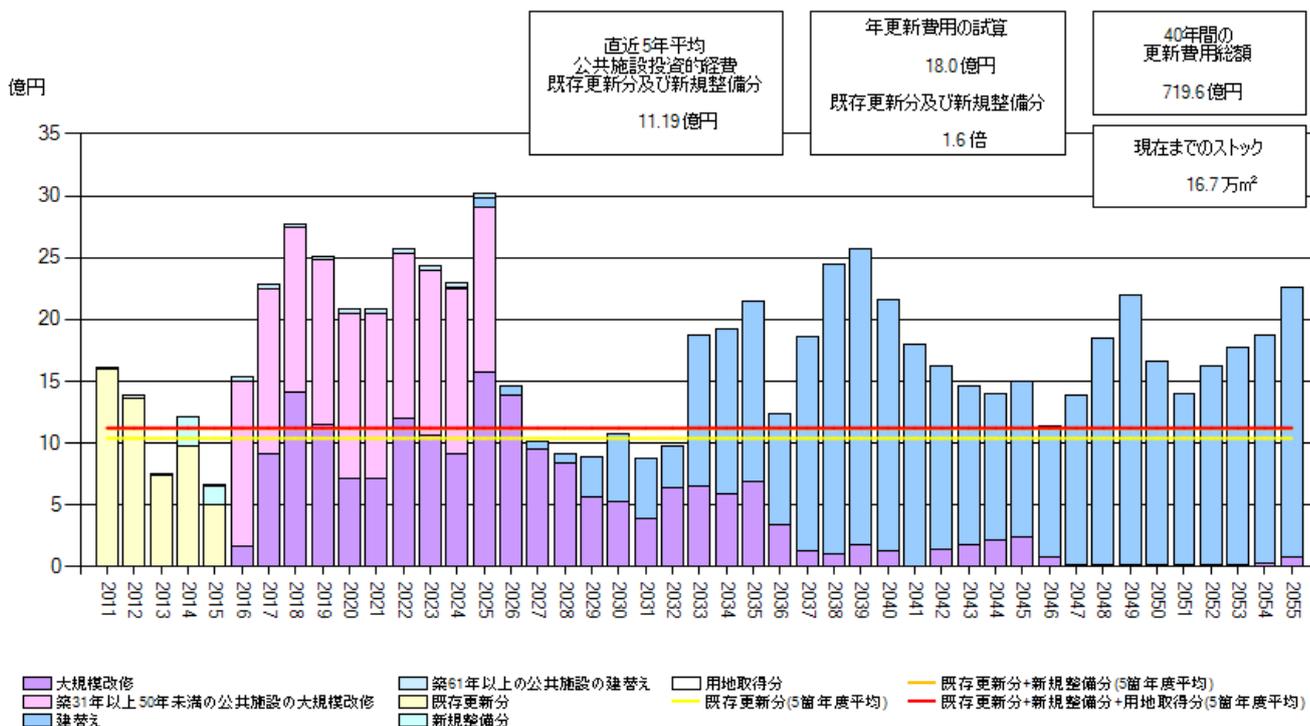
## (1) 公共施設の将来費用

公共施設の将来費用を試算した結果、今後40年間で719.6億円、年平均18億円となります。

将来本町が負担可能な金額を、過去5年間の投資的経費のうち公共施設分の平均額11.2億円とした場合には、年平均6.8億円不足し、将来費用の約38%を削減しなければなりません。

試算結果 (公共施設)		
将来費用	40年間合計	719.6億円
	年平均 (A)	18.0億円/年
負担可能額	過去5年間の投資的経費実績額:公共施設分 (B)	11.2億円/年
不足額	(A) - (B)	6.8億円/年 (将来費用の38%)

【将来費用推計グラフ (公共施設)】



## (2) 道路の将来費用

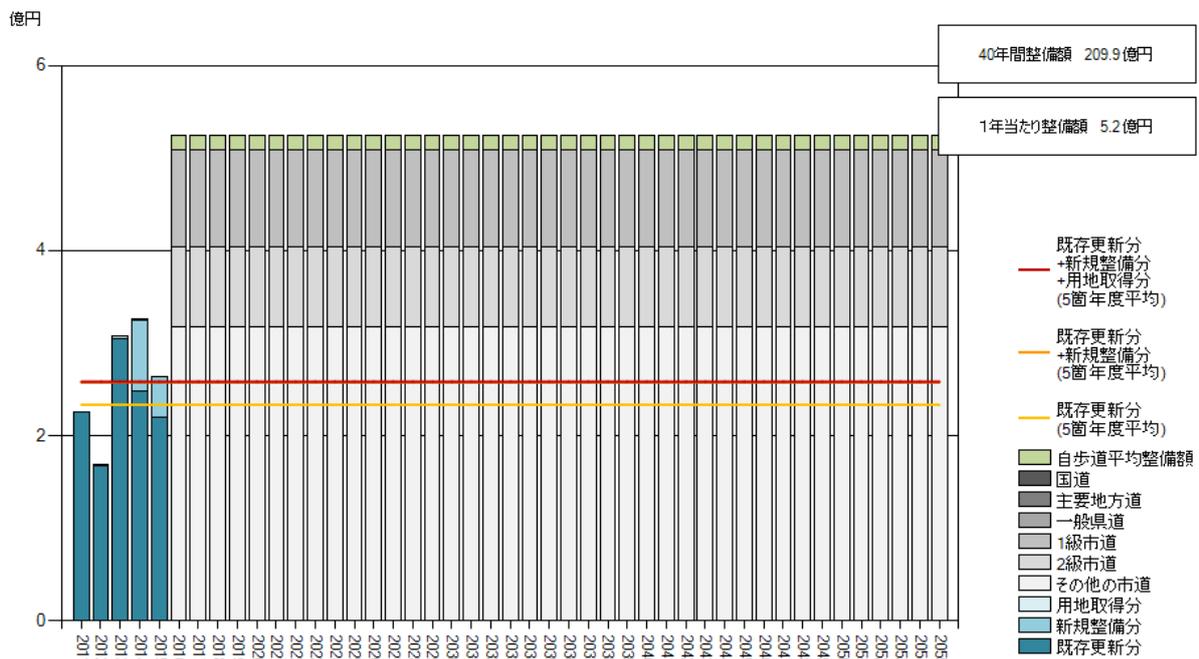
現在、本町が管理しているすべての町道を補修すると仮定した場合の、補修に係る将来費用を算出します。試算条件は下表のとおりです。

道路の将来費用を試算した結果、今後40年間で209.9億円、年平均5.2億円となります。

本町が負担可能な金額を、過去5年間の投資的経費のうち道路分の平均額、2.5億円とすると、年平均2.7億円不足し、将来費用の約52%を削減しなければなりません。

試算結果 (道路)		
将来費用	40年間合計	209.9億円
	年平均 (A)	5.2億円/年
負担可能額	過去5年間の投資的経費実績額： 道路分 (B)	2.5億円/年
不足額	(A) - (B)	2.7億円/年 (将来費用の52%)

【将来費用推計グラフ (分類別面積による試算)】



### (3) 橋りょうの将来費用

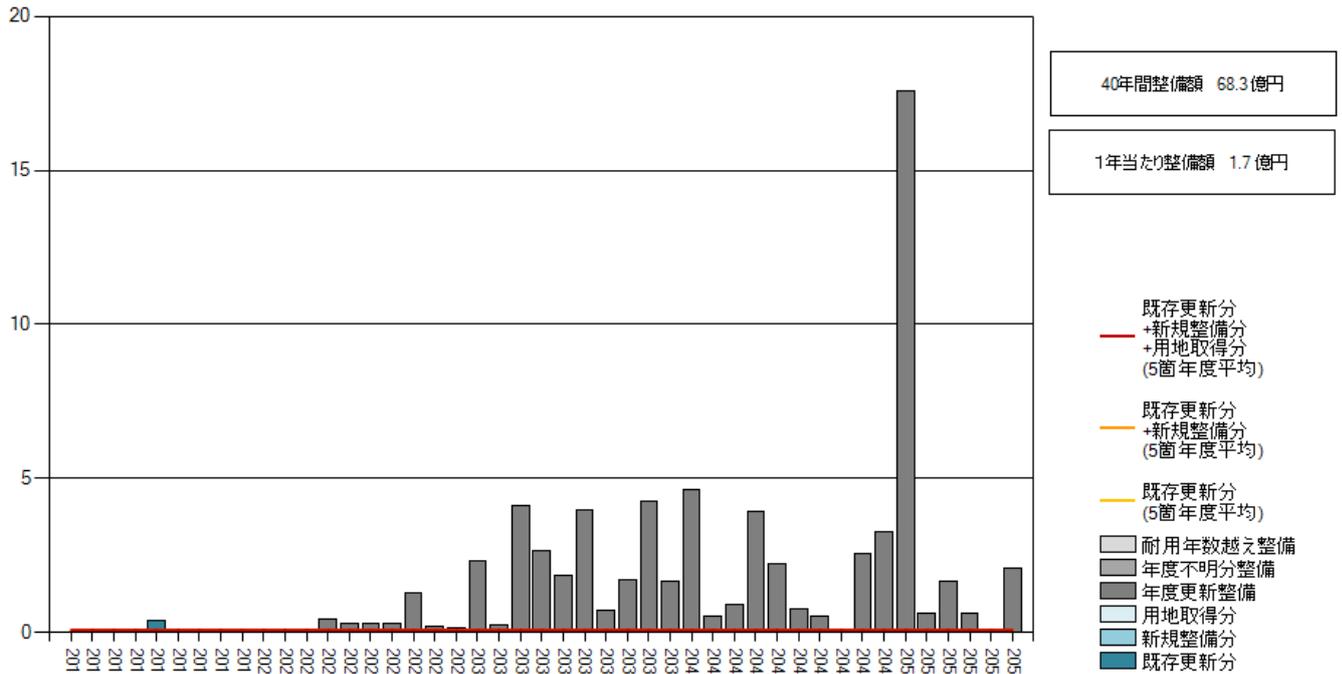
現在、本町が管理しているすべての町道の橋りょうを補修すると仮定した場合の、補修に係る将来費用を算出します。試算条件は下表のとおりです。

橋りょうの将来費用を試算した結果、今後40年間で68.3億円、年平均1.7億円となります。

本町が負担可能な金額を、過去5年間の投資的経費のうち橋りょう分の平均額、0.1億円とすると、年平均1.6億円不足し、将来費用の約94%を縮減しなければなりません。

試算結果 (橋りょう)		
将来費用	40年間合計	68.3億円
	年平均(A)	1.7億円/年
負担可能額	過去5年間の投資的経費実績額:橋りょう分(B)	0.1億円/年
不足額	(A) - (B)	1.6億円/年 (将来費用の94%)

億円 【将来費用推計グラフ (構造別面積による試算)】



#### (4) 上水道の将来費用

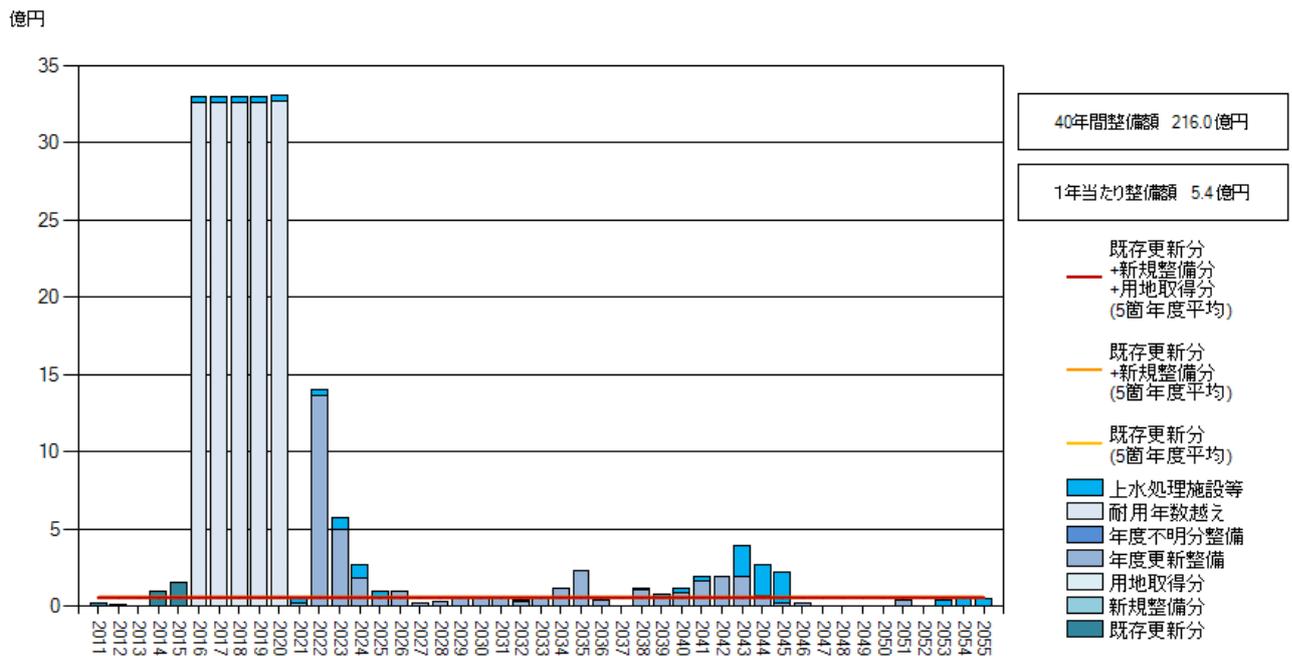
現在、本町が管理しているすべての上水道管路と建物を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来費用を算出します。試算条件は下表のとおりです。

上水道の将来費用を試算した結果、今後40年間で216億円、年平均5.4億円となります。

本町が負担可能な金額を、過去5年間の投資的経費のうち上水道分の平均額、0.6億円とすると、年平均4.8億円不足し、将来費用の約94%を縮減しなければなりません。

試算結果（上水道）		
将来費用	40年間合計	216.0億円
	年平均（A）	5.4億円／年
負担可能額	過去5年間の投資的経費実績額：上水道分（B）	0.6億円／年
不足額	（A） - （B）	4.8億円／年 （将来費用の88%）

【将来費用推計グラフ（管径別年度別延長による試算）】



## (5) 下水道の将来費用

現在、本町が管理しているすべての下水道管路と建物を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来費用を算出します。

尚、将来費用は、以下の条件で算出します。

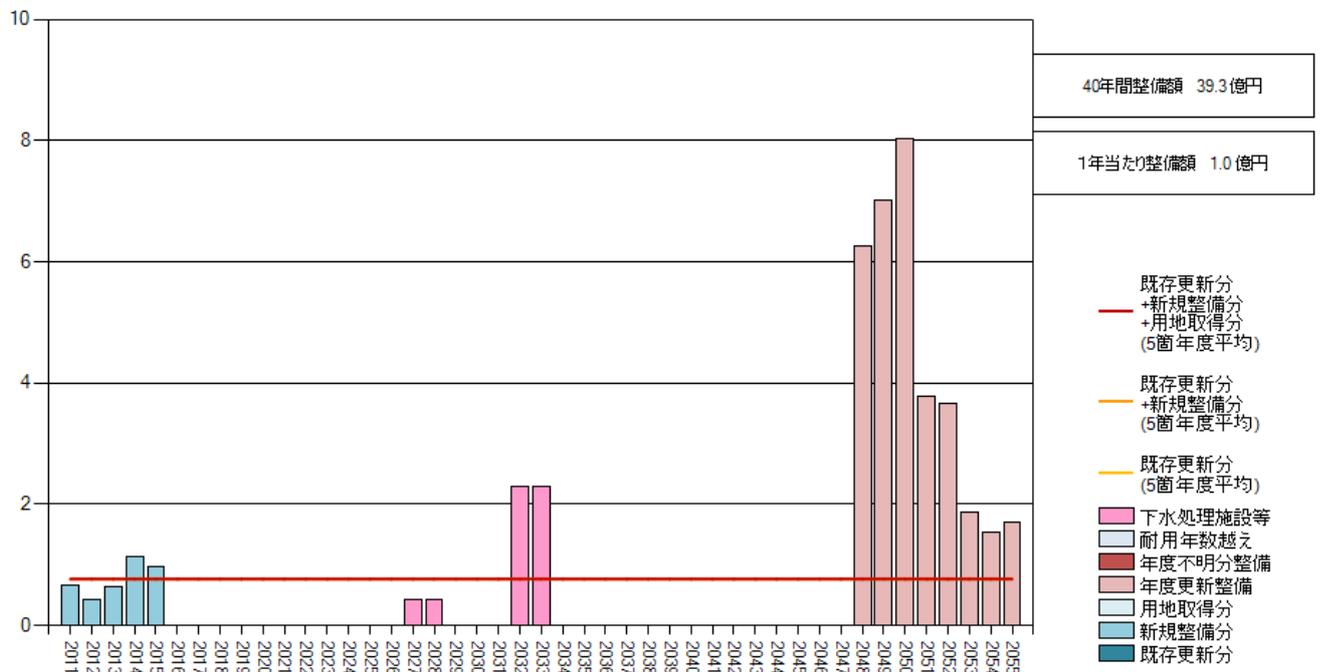
下水道の将来費用を試算した結果、今後40年間で39.3億円、年平均1.0億円となります。

本町が負担可能な金額を、過去5年間の投資的経費のうち下水道分の平均額、0.8億円とすると、年平均0.2億円不足し、将来費用の約20%を縮減しなければなりません。

試算結果（下水道）		
将来費用	40年間合計	39.3億円
	年平均（A）	1.0億円／年
負担可能額	過去5年間の投資的経費実績額：下水道分（B）	0.8億円／年
不足額	（A） - （B）	0.2億円／年 （将来費用の20%）

【将来費用推計グラフ（管径別年度別延長による試算）】

億円



## (6) 全体の将来費用

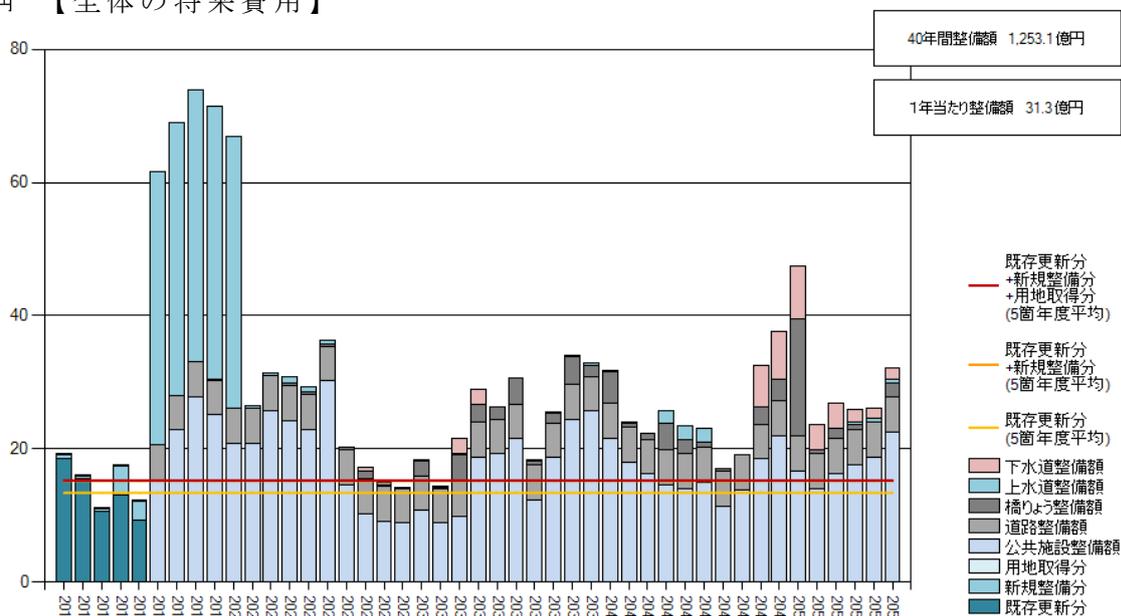
現在保有する全ての公共施設等を将来維持するために必要な将来費用の総額は、今後40年間で1253.1億円、年平均31.3億円となります。

このうちインフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道）に係るものは、今後40年間で533.5億円、年平均13.3億円となり、全体の43%を占めます。

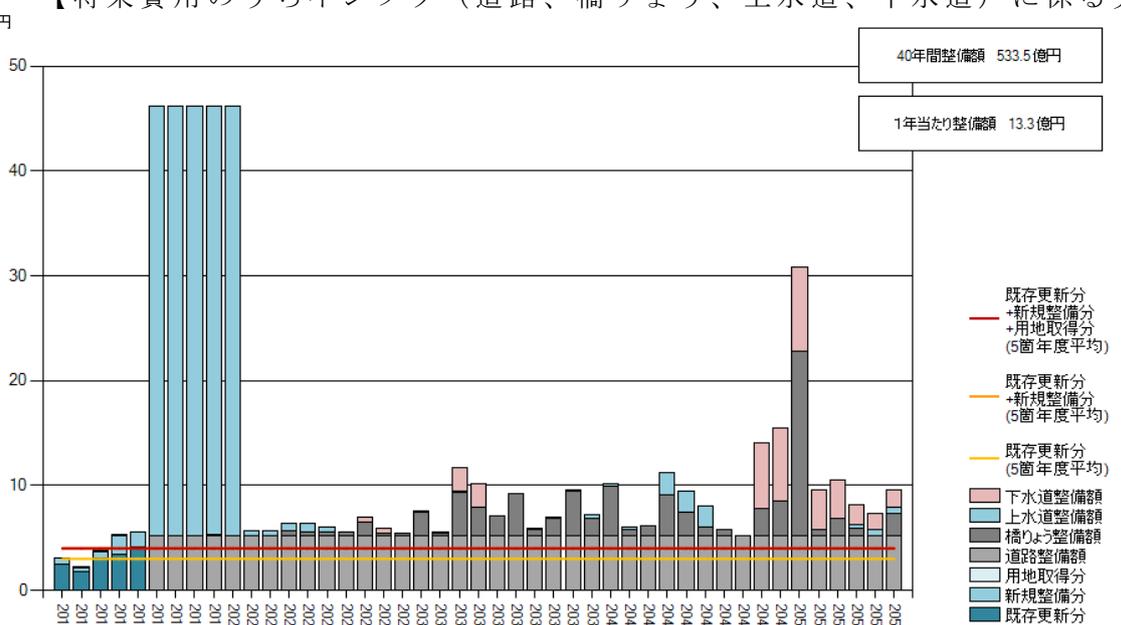
本町が将来負担可能な金額を、過去5年間の投資的経費の公共施設等分の平均額、15.2億円とすると、年平均16.1億円不足し、将来費用の約51%を削減しなければなりません。

試算結果（全体）		
将来費用	40年間合計	1253.1億円
	年平均（A）	31.3億円／年
負担可能額	過去5年間の投資的経費実績額：全体分（B）	15.2億円／年
不足額	（A） - （B）	16.1億円／年 （将来費用の51%）

億円 【全体の将来費用】



億円 【将来費用のうちインフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道）に係る分】



# 第3章

## 公共施設等の総合的かつ 計画的な管理に関する 基本方針

### 1 計画の期間

第2章の今後40年間の将来費用の推計に基づき、今後10年間の管理に関する方針を定めます。

計画期間 10年  
(H29-H38)

### 2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

現在、本町では公共施設等の管理は縦割りでそれぞれの施設管理課が管理しています。

今後はこれを改め、公共施設マネジメントの思想を取り入れた公共施設等の一元的把握と総合的判断ができる組織体制とすることが必要です。

このため、庁舎内に公共施設マネジメントを統括管理する担当部署を新設し、各施設管理課と連携した体制とします。

庁舎内には公共施設マネジメントの推進組織として副町長をトップとする「公共施設マネジメント検討委員会」を設置し、具体的な施設統廃合案の作成や、全庁的情報共有を図ります。

又、適正な財政執行を図るため、財政担当課と連携して長期的な財政基盤確立を目指します。



### 3 現状や課題に関する基本認識

#### (1) 公共施設等の老朽化への対応

本町の公共施設は、建築後 30 年を経過した老朽施設が全体の 43%あり、それらをすべて維持してゆく場合には多額の維持費用が必要となります。

インフラ面では、上水道管路（耐用年数 40 年）の大部分が布設後 50 年を経過しており、有収率が低下し続けている状況から、一刻も早い対応が必要とされています。

インフラ施設は町民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、大規模災害時などには救援や災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、計画的な整備や修繕・更新を行ってゆく必要があります。

#### (2) 人口減少、少子高齢化の進展による行政需要の変化

本町の人口は、昭和 25 年以降減少が続いています。今後も本町の人口は減少し続けると予想されており、国関係団体の試算では 2060 年（H72）に現在人口の 40%まで低下すると予想されています。

公共施設は、人口減少による利用者減少を考慮した適正な面積規模のありかたの検討が必要です。

道路は、人口密度減少による利用頻度の低下を考慮して、効率的な維持管理と除雪体制のあり方を検討しなければなりません。

上水道・下水道は、サービス提供区域内の利用者減少に対応した効率的かつ経済的な管理運営を目指す必要があります。

#### (3) きびしい財政状況への対応

国の厳しい経済情勢、本町の人口減少・高齢化の進行などから、将来の本町の財政状況が大きく好転することはないと予想されます。

歳出では、医療・介護など扶助費の増加が予想されるほか、歳入では合併特例法による手厚い地方交付税（普通交付税）の配分が平成 32 年度限りで終了し大きな収入減少に対応しなければなりません。

このような状況から、公共施設等の維持管理に充てる予算を増額することは難しいと認識して、公共施設等の維持管理計画を作成しなければなりません。

#### (4) 合併で生じた類似公共施設の統廃合

合併前の 2 町は、いずれも主要な公共施設を中心市街地に集中させて行政活動を行っていました。

旧上湧別町の中心市街地は上湧別屯田市街地と中湧別市街地、旧湧別町は湧別市街地であり、これら市街地は湧別川流域平野部に直線距離で 8 k m の狭い範囲に集中した地域です。

2 町合併は非常に近い距離に、おたがいの中心市街地と公共施設群（役場庁舎、文化教育施設、スポーツ施設など）が位置する合併であり、合併後は狭い範囲の中に類似公共施設を多く保有することとなっています。

町域全体を視野に入れたうえで、中心市街地に配置すべき公共施設の種類と適正な面積規模を検証し、効率的な施設配置を進めなければなりません。

## (1) 統合や廃止の推進方針

すべての公共施設をこのまま将来も維持するのに必要な将来費用は現在の投資的経費の1.6倍となり、将来費用の40%は財源不足となります。

このような大幅な財源不足に対応するためには、町が保有する公共施設総面積を大きく縮減することが避けられない状況です。

このため、計画期間中の10年で公共施設総面積を10%削減し、以降10年間ごとに10%面積削減を繰り返し、40年後に40%の面積削減を目指すことを数値目標に設定します。

あわせて公共施設にかかる投資的経費の金額の上限目標についても数値目標に設定します。

数値目標を確実に達成するため、行動計画として公共施設統廃合実行計画(第1期)を新たに作成することとします。

公共施設統廃合実行計画は平成29年度中に策定し、平成30~38年度を統廃合実行年度とします。

統廃合の検討方法は、各施設の基本情報(品質、機能、立地)を客観的に評価して、町全体の施設を一体的にとらえた施設整備の優先度を判定し、各地区の施設の廃止・一部機能の廃止・拡充・複数化・集約化など具体的方針を決定します。

検討の過程では、住民からの意見聴取をおこなうほか、情報公開により透明性を確保します。

## 1. 数値目標の設定

数値目標	総面積	10年後に公共施設の総面積を10%削減する。 現在167,000㎡を16,700㎡削減して10年後に150,300㎡とする。
	投資的経費	公共施設に係る毎年の投資的経費は12億円以内とする。
考え方	試算結果より、保有する全ての公共施設を維持とした場合の将来費用の40%が不足することから、公共施設面積を40%削減します。又、公共施設に係る投資的経費は、経済情勢や人口減少から将来的に増額することは無理であるため、現行水準(過去5年間平均)の金額以内を数値目標とします。	

## 2. 公共施設統廃合実行計画(第1期)の作成

内 容	実施年度
公共施設統廃合実行計画(第1期)の作成 ・町による計画(案)作成 ・議会、行政改革推進委員会から意見聴取 ・住民意見の聴取(説明会、パブコメ等)	平成29年度
計画に基づく施設統廃合の実行	平成30~38年度

### 3. 統廃合の検討方法

#### 施設評価

評価	判定	収集する調査データ	
品質評価	耐震性の判定	棟毎	①耐震補強の有無 ②耐震診断結果 ③棟ごとの建築年数
	劣化度の判定	棟毎	①外壁・内壁・屋上防水・設備の最近の工事履歴 ②建築年数 ③面積
機能評価	利用度の判定	機能毎	①施設の利用状況 ②機能毎の面積
	施設運営費用		①施設の運営費用 ②機能毎の面積
立地評価	施設集約可能性	施設毎	①将来的な施設周辺（5km 圏内）の人口密度 ②将来的な施設周辺（5km 圏内）の人口増減
	交通利便性の判定	施設毎	①国道、道道からの距離 ②バス停からの距離など

↓

町全域での施設整備の優先度を判定

↓

各地区ごとに方針を決定

↓

公共施設統廃合実行計画

#### (2) 耐震化の実施方針

本町では、旧耐震基準で建設されたもののうち耐震診断が必要なものは全て実施済みであり、耐震診断の結果、耐震化補強工事が必要なものは5施設（社会福祉会館、役場湧別庁舎、芭露ファミリースポーツセンター、芭露小学校、中湧別総合体育館）です。

これらは、建設後35～46年経過しており、経過年数から大規模改修の時期も迎えています。このため、公共施設統廃合実行計画の検討を経て、将来も継続利用することとした施設については、耐震補強工事を早期に実施することとします。

### (3) 維持管理、修繕、更新等の実施方針

本町の公共施設の施設維持管理等は、平成22年に策定した「公の施設の管理運営方針」の施設管理の基本的決定プロセスに従い効率的で経済的な管理を進めています。今後もこれを基本とします。

基本的決定プロセス
①各施設の設置目的・経緯、利用状況をもとに、施設の管理運営に町が関与する必要性の有無を検証する。町が関与する必要性が低い場合は、施設の廃止・譲渡・統合を検討する。
②町が関与して施設を維持する必要があると認められる場合は、直営（一部業務委託）又は指定管理制度のいずれかを選択して管理運営を行う。
③指定管理制度を導入する場合は次に示すメリットが期待できる場合とする。 <ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者を民間事業者とすることで、管理運営面での民間ノウハウ活用から住民サービス向上や管理運営経費の削減が図られること。</li><li>・指定管理者を自治会や関係地縁団体とすることで、住民自治活動や地域協働活動の活性化や意識向上が図られること。</li></ul>

一方、インフラである道路・橋りょうについては、最小のライフサイクルコストで安全・安心やサービス水準を確保することを目標とします。

このためは、メンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録→という維持管理の業務サイクルを通じて道路構造物の長寿命化を図ること）の構築が必要であり、これに対応した組織体制づくりと技術職員の育成を目指します。

### (4) 点検・診断等の実施方針

現在、各施設の点検・診断の実施判断は、それぞれの各施設所管課が実施し調査結果をそれぞれ保管しています。

今後は、全施設の点検・診断を統一した実施間隔と手法により実施し、点検結果は一元管理してデータ蓄積することで、各施設の劣化を相対的、客観的に把握することとします。

### (5) 安全確保の実施方針

日常的な施設巡回点検や定期的な点検・診断から少しでも安全上の危険性が認められた場合は、利用者の安全確保を最優先して使用停止等の安全確保に努めます。

これについて修繕工事が必要となる場合は、施設の重要性（ライフライン、災害拠点）、利用状況、経年劣化状況、過去の修繕履歴を勘案して、効率的な予算投入に努めます。

### (6) 長寿命化の実施方針

これまで、定期的な点検・診断は行っておらず、施設破損や設備故障が発生した都度、対処療法的な修繕実施を行っており、破損状況も重大化するなど予防的対策が欠如していました。

今後は、「施設を資産ととらえ劣化状態を客観的に把握評価し、中長期的な資産の

状態を予測するとともに、財源的制約の中でいつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮して、資産を計画的かつ効率的に管理すること」というアセットマネジメントの考え方をベースに長寿命化を図ります。

特に、上水道施設は大規模改修時期を大きく越えており、喫緊の課題となっています。

## (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策の項で説明した、庁舎内の公共施設マネジメント検討委員会を中心として総合的かつ計画的な管理を推進します。

特に、これまでの縦割りの施設管理の概念を取り払うために、職員一人ひとりがこのような「公共施設マネジメント」の思想を持つことが重要なため、職員研修を実施します。

## 5 フォローアップの実施方針

本計画並びに別途作成する公共施設統廃合実行計画の実効性を確保するため、公共施設マネジメント担当課が中心となり計画の進捗管理をおこない、公共施設マネジメント検討委員会で庁内の情報共有を行うほか、行政改革推進委員会へ年次報告を行います。

尚、今後の社会情勢や財政状況の変化に応じて、計画を適宜見直します。



# 第4章 施設類型ごとの管理に関する 基本的な基本方針

## 1 公共施設

公共施設統廃合実行計画の策定にあたり、公共施設の統廃合は基本的に公共施設マネジメントの主旨による施設評価と施設優先度の判定を原則に進めますが、特に配慮が必要なものについて、施設類型ごとの基本方針を次のとおり定めます。

### (1) 役場庁舎

本町は合併により役場庁舎を2つ保有しており、現在は分庁舎方式として上湧別庁舎（上湧別屯田市街地）と湧別庁舎（栄町）に役場機能を分散しています。

役場庁舎は、合併後10年（H31）をめどに1箇所統合する予定としており、その結果いずれかの役場庁舎が不用となるため、不用となる庁舎の活用策を検討することとします。

尚、湧別庁舎は1978年（S53）建設であり経過年数38年であるため、将来も利用する場合には耐震化補強工事と老朽化に対応した大規模改修が必要です。

### (2) 学校

本町が保有する学校は、小学校6校、中学校3校の計9校です。

学校は教育の場であるほか、学校行事への住民協力・支援など地域コミュニティの中核施設として長年親しまれてきた特殊性をもっています。

このため学校については、施設評価による施設優先度判定と統廃合方針決定は採用せず、教育委員会が決定する配置計画に委ねて学校を管理することとします。

尚、不用な学校施設（校舎・教室・体育館・グラウンド）などが発生する場合には、有効活用策として地域集会施設・児童保育施設など学校以外の機能を持たせた複合化・機能移転など多角的に活用策を検討することとします。

### (3) 公営住宅

公営住宅の管理計画は、公営住宅等長寿命化計画（H24～33）に従い、既存住宅の有効活用と長寿命化が図られています。

公営住宅等長寿命化計画では将来人口推計から平成33年の公営住宅目標管理戸数を655戸に設定しており、これは現在管理戸数715戸の8.4%減少です。

現在、本町の世帯のうち16%近くが公的借家に暮らす状況から、公営住宅は町民の住宅環境を担う重要施設となっているため、公共施設統廃合実行計画における公営住宅の取り扱いは、公営住宅等長寿命化計画を尊重して進めることとします。

公営住宅は、ライフラインの一部であり、公共施設マネジメントの主旨による施設評価と施設優先度の判定の方法はとるべきでないものです。

よって、公営住宅の整備計画は公営住宅等長寿命化計画にしたがい管理することとします。

尚、公営住宅等長寿命化計画における既設公営住宅の活用手法は、維持保全・建替え・全面的改善・長寿命化型複合改善などを各住宅に施工し、その事業費は10年間で22.1億円（内、補助金9.6億円、町負担12.5億円）とされているが、平成28年度までの計画に対する進捗状況は、戸数ベースで50%、事業費ベースで80%となっています。

これは、国からの交付金や町の財政負担面で計画通りの予算確保が難しいことが原因であるので、今後は公営住宅等長寿命化計画の将来の年次計画を財政面から再検討し、実施可能な現実的年次計画の精査を行います。

### (4) 集会施設

住民の集会やコミュニティ活動拠点となる集会施設は、名称が〇〇地区会館、〇〇公民館、〇〇センターなど建設時の補助財源の違いにより違いが生じています。

集会施設に共通するサービス提供型式は、施設の一部又は全部を利用者に使用時間と利用料を定めて使用を認める「貸し館」の形態であり、利用者人数や使用目的に応じて数種類の部屋や厨房が用意されたものとなっています。

集会施設は、各地域に多数存在しており、一部は体育館や大きな集会室を備えたものや、一定のエリアに集会施設が複数存在して過剰供給となっている例もあります。

特に、集会施設には、経過年数から大規模改修の時期を迎えた老朽施設が多く、それらの対策には多額の費用が必要となります。

このため、施設評価と整備優先度の判定を行い、全町的な集会施設配置のあり方を検討、統廃合計画を決定します。

### (5) 文化センター

本町は、2つの文化センターを保有しており、これは合併による類似公共施設のなかでも面積規模が大きい施設の重複です。

文化センターTOM（1992建設、中湧別中町）、文化センターさざ波（1995建設、栄町）のいずれも本格的なステージや舞台装置を含む大ホールを持っており、さらに複合機能として文化センターTOMには図書館・役場出張所・漫画美術館・商工会事務所が併設されており、文化センターさざ波には教育委員会事務局が併設されています。

両施設とも建設から21年以上経過しており、建設後30年で必要となる大規模改修の実施時期も近づいていますが施設規模が大きいため巨額の費用が必要となります。

統廃合の検討に当たっては、施設評価と整備優先度の判定を行い、併設される機能が多岐にわたる面も考慮して、統廃合の方針を決定します。

## (6) 体育館・野球場・屋内ゲートボール場

本町は、体育館、野球場、屋内ゲートボール場をそれぞれ2つ保有しており、いずれも合併による類似公共施設です。

文化センターと同様に、施設評価と整備優先度の判定を基本にして、施設統廃合の方針を決定します。

## (7) 観光施設

本町は、多数の観光施設を保有しています。

このなかで面積の大きい施設は、愛ランドユウ（1991建設、志撫子）、レイクパレス（1994建設、登栄床）、かみゆうべつ温泉チューリップの湯（2002建設、中湧別中町）があります。

特に愛ランドユウは建設から25年経過しており建物の大規模改修時期が近づいているほか、安全確保が重要である遊園地遊具は経年劣化から毎年多額の補修費用が発生していて、将来も維持する場合には大規模改修は避けられない状況です。

レイクパレスも建設から22年経過しており、大規模改修の時期が近づいています。

かみゆうべつ温泉チューリップの湯は、比較的新しいものの、温泉施設という特殊性から揚湯ポンプ・浴槽循環設備・冷暖房設備などの補修が定期的に発生し、その費用も高額となる傾向があります。

統廃合の検討に当たっては、施設評価と整備優先度の判定を行い、あわせて観光施設への投資が町民にもたらしたメリットは何であることを明確にして、町全体を一体的にとらえた施設整備計画を決定します。

(1) 道路・橋りょう

道路・橋りょうについては、国の道路法改正（H25）により点検基準の法定化などが行われ、省令や通達により道路管理者の義務を明確化して点検要領を通知し、橋りょうの5年に1回の近接目視点検が求められています。

これは、最小のライフサイクルコストで安全水準を確保するためのメンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録→）の構築を国が進めているもので、町においてもこれに対応した組織体制を構築することとします。

本町の保有するすべての道路・橋りょうにかかる将来費用の推計では、毎年6.9億円／年が必要となり負担可能額の2.6億円／年の2.6倍以上であるため、すべてを適正な状態で将来も管理し続けることは不可能であり、限られた財源でどのように維持管理するかを検討しなければなりません。

不足する財源が大きいいため根本的な方針転換が必要であり、新規路線の着工中止。除雪路線の縮小。通行量と災害時重要度を考慮したうえでメンテナンス中止路線の設定。更新時に幅員縮小等を行うスリム化路線。などの検討も行います。

さらに、今後は将来5年程度の町道整備計画を作成し、これに基づいて道路工事の計画発注を行うこととします。

町道整備計画は、町の負担化可能額2.6億円を年間総事業費の上限に設定し、この範囲で路線の優先度から年次毎の工事実施路線・実施量を定めることとし、毎年ローリング方式で精査を行います。

計画内容は、住民へ情報公開し透明性の確保を行うとともに、新規路線要望があった場合には計画に搭載して、優先度の判定を行うこととします。

メンテナンスサイクルの構築
点検（国の統一基準で実施：橋りょうは5年に1回全数監視）
↓
診断（構造物の健全度を把握）
↓
措置（ライフサイクルコストを考慮した計画修繕、緊急対応）
↓
記録（道路管理者の点検・診断・措置の結果取りまとめ、公表）

町道整備計画の作成・公表
◎将来5年間の町道工事計画（毎年ローリング精査）
◎路線の優先度判定を基本とする
◎年間総事業費の上限を設定（町負担可能額2.6億円／年）
◎年次毎の実施路線、事業量を明記
◎情報公開による透明性確保

## (2) 上水道

上水道の将来費用の推計では毎年 5.4 億円／年が必要であり、このすべてに対応することは財政的に不可能であるため限られた財源で効率よく設備更新することが必要です。

水道管路は大半が耐用年数を越えており、東山浄水場の設備更新時期も到来しているため、早急にこれらの更新計画を作成して水道の安定供給を図ります。

又、将来的には給水人口や需要減少が予想されることから、設備規模縮小、料金体系見直し、他自治体との広域連携なども検討することとします。

一方、国（厚生労働省）は、国民の生活や経済活動を支える水道の恩恵を今後も全ての国民が継続的に享受し続けるよう 50 年、100 年後の将来を見据えた「水道ビジョン」「水安全計画」「耐震計画」の策定を各水道事業者に求めています。

さらに、国（総務省）は、各公営企業が将来も安定的に事業継続できるよう「経営戦略」の策定を求めており、これらは資産管理（アセットマネジメント）の思想によりおこなうこととしています。

今後は、必要な計画等を策定し適正な資産管理と効率的経営を行うこととします。

## (3) 下水道

下水道施設は比較的新しいため耐用年数に達したものはなく、今のところ早急な対策は必要ありません。

しかし、広大な下水処理面積と人口密度の低さから、利用料金計算の基礎となる建設費などの資本費が著しく高額なため、毎年一般会計から高資本費対策としての繰出しを受けて利用料金の低減と収支均衡を図っています。

今後は、将来発生する更新費用の財源対策を検討することとします。

特に管理面では、自然落差が利用できない集落排水処理（登栄床地区）の負圧吸引・圧送方式の設備が特殊であるため故障率が高く管理に専門知識が必要なため、これらを考慮した管理体制の構築に努めます。

又、国（総務省）は、各公営企業が将来も安定的に事業継続できるよう「経営戦略」の策定を事業者に求めておりますので、今後はこれを策定し適正な資産管理と効率的経営を行うこととします。